

山形県農林水産部農業農村整備事業 BIM/CIM 活用工事試行要領

1. 趣旨

本要領は、建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図るため、山形県農林水産部が発注する農業農村整備事業の建設工事において、BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) を活用する工事（以下、BIM/CIM 活用工事という。）を試行するにあたり、国営土地改良事業等における BIM/CIM 活用ガイドライン（案）（農林水産省）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2. BIM/CIM 活用工事の実施方法

(1) BIM/CIM 活用工事の適用方法

BIM/CIM 活用工事については、入札公告、入札説明書、特記仕様書等に明記する。なお、BIM/CIM 活用工事は以下の発注形式を標準とする。

1) 施工者希望Ⅰ型

総合評価落札方式において入札参加者の BIM/CIM 活用の意向を評価項目とする場合に適用する。

2) 施工者希望Ⅱ型

工事契約後の受注者からの提案により BIM/CIM 活用を行う場合に適用する。

3) その他

上記以外で発注された工事であっても受注者から希望があった場合は BIM/CIM 活用を行うことができる。この場合、施工者希望Ⅱ型と同様の取扱いとする。

3. BIM/CIM 活用の推進のための措置

(1) 工事成績評定

BIM/CIM 活用工事を実施した場合、「建設工事成績評定における留意事項」等に基づき、適正に評価するものとする。

なお、BIM/CIM 活用工事において、入札公告、入札説明書、特記仕様書等において設定された項目の各段階において BIM/CIM を採用しない工事の成績評定については、次により減点を行うものとし、BIM/CIM 活用を途中で中止した工事についても同様な評価を行うものとする。

1) 施工者希望Ⅰ型

総合評価落札方式による落札者決定時に、受注者からの申請に基づき BIM/CIM 活用を行うことで評価を行っているため、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。

なお、成績の減点は3点を標準とする。

2) 施工者希望Ⅱ型

工事契約後の受注者からの提案により BIM/CIM 活用を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

附 則

この要領の改定は、令和6年10月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。